

第5次岡山県廃棄物処理計画

(骨子案)

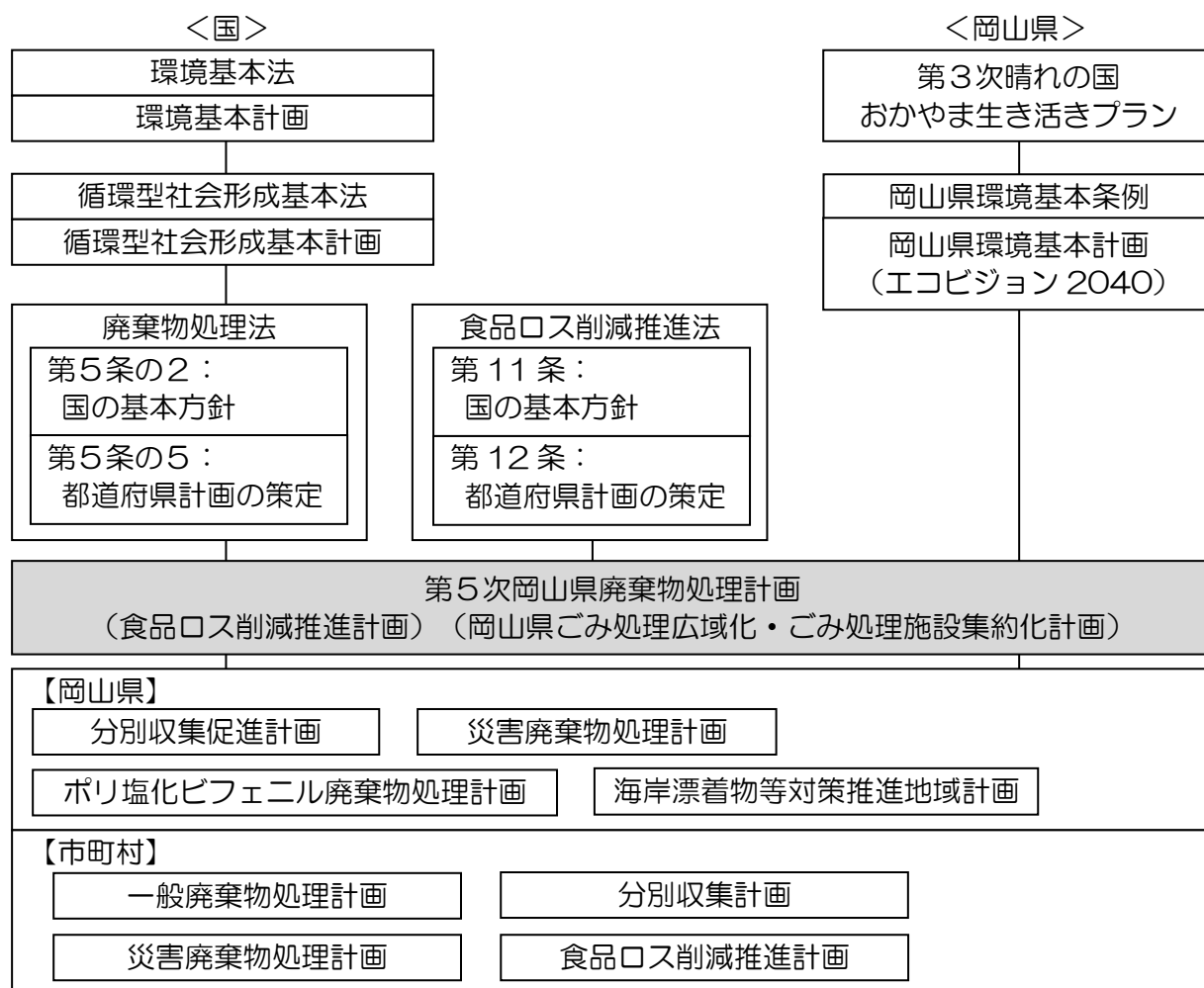
(1) 趣旨及び背景

本県では、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」と「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」を基本理念におき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づいて、平成 29(2017)年 3 月に「第 4 次岡山県廃棄物処理計画（平成 28(2016)～令和 2(2020)年度）」（以下、「第 4 次計画」という。）を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開してきました。

近年の世界的な資源制約の顕在化、気候変動による災害の頻発化・激甚化、脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり、食品ロスの削減の推進に関する法律の施行など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、持続可能な循環型社会への転換を一層進めていく必要があることから、第 4 次計画で掲げた目標や各施策等の進捗状況を点検した上で、本県の廃棄物・資源循環に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、事業者、処理業者など関係者すべての指針として第 5 次岡山県廃棄物処理計画を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に関する国の基本方針に即して定めるものですが、県においては、「第 3 次晴れの国おかやま生き活きプラン」、「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」等を上位計画として策定することとします。



(3) 計画の期間

計画の期間：令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度の 5 年間

章・節等の構成（案）	概略
第1章 計画策定の趣旨等 ・計画策定の趣旨 ・計画の位置づけ ・計画の期間	本章では、本計画の策定に当たり、計画の趣旨、位置づけ、計画期間等の基本的事項について記載を行います。 （前頁「1. 計画策定の趣旨」の内容）
第2章 廃棄物対策の基本理念及び基本方針 ・計画の基本理念 ・基本方針 ・基本施策の方向性	本計画は、上位計画である環境基本計画「エコビジョン 2040」に示された目指す姿を実現するために策定するものです。 本章では、エコビジョン 2040 の基本目標の1つである「循環型社会の形成」を着実に進めるため、本計画の基本理念を掲げるとともに、これを実現するための基本方針及び基本方針に関する施策の方向性を定めます。
第3章 一般廃棄物 ・一般廃棄物の現状と課題 ・一般廃棄物の将来予測と目標 ・目標達成等に向けての取組 ・ごみ処理広域化及びごみ処理施設の集約化計画	本章では、一般廃棄物に関する各種データや取組等に関する整理を行います。 「一般廃棄物の現状と課題」では、現状の処理人口、排出量、処理量、リサイクル率、最終処分率、処理経費等について整理を行うとともに課題を抽出します。 「一般廃棄物の将来予測と目標」では、実績をもとに、将来の排出量等に関する予測を行うとともに、現状の課題や第4次計画時の目標等を踏まえた、本計画における新たな目標値の設定を行います。 「目標達成等に向けての取組」では、設定した目標値の達成が図れるよう、各種取組の内容を、第2章で設定した「基本施策の方向性」ごとに取りまとめ、記載を行います。 「ごみ処理広域化及びごみ処理施設集約化計画」では、近年の広域化・集約化の動向を踏まえ、第4次計画で設定されていた市町村のブロック割についての見直し検討を行います。
第4章 産業廃棄物 ・産業廃棄物の現状と課題 ・産業廃棄物の将来予測と目標 ・目標達成等に向けての取組	本章では、産業廃棄物に関する各種データや取組等に関する整理を行います。 「産業廃棄物の現状と課題」では、現状の排出量、再生利用量、最終処分量、広域移動の状況、業の許可状況等について整理を行うとともに課題を抽出します。 「産業廃棄物の将来予測と目標」では、実績をもとに、将来の排出量等に関する予測を行うとともに、現状の課題や第4次計画時の目標等を踏まえた、本計画における新たな目標値の設定を行います。 「目標達成等に向けての取組」では、設定した目標値の達成が図れるよう、各種取組の内容を、第2章で設定した「基本施策の方向性」ごとに取りまとめ、記載を行います。
第5章 食品ロス ・食品ロスの現状と課題 ・食品ロスの将来予測と目標 ・目標達成等に向けての取組	本章では、国連サミットで採択された食品ロスに係る国際目標や、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行、「食品ロスの削減に推進に関する基本的な方針」の策定といった、食品ロス削減に関する国内外での動向を念頭に、岡山県の特性に沿った食品ロス削減対策を推進するための方向性を「食品ロス削減推進計画」として示します。
第6章 廃棄物処理計画の推進 ・関係者の役割 ・計画の進行管理	本計画を適切に推進していくため、本章では、県民、事業者、処理業者、市町村及び県それぞれの立場における役割を示すとともに、PDCA サイクルによる継続的な改善を行っていくことについて触れています。

(1) 基本理念

- ◎ 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
- ◎ 廃棄物の削減による環境への負荷の低減

(2) 基本方針

計画の基本理念を実現するため、廃棄物に関する排出者の責務を徹底し、廃棄物の排出抑制と、再使用・再生利用・熱回収及び適正処理を基本とし、これに計画的な施設整備の促進及び住民・事業者・行政における廃棄物情報の共有化と相互理解、災害廃棄物処理を加えた6つの基本方針のもとに、廃棄物対策を推進します。

① 排出者の責務の徹底・強化

県民には、廃棄物の発生抑制や再生利用、分別排出などの責務があり、事業者には事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することや再生利用等による減量化などの責務があります。この考え方に基づき、廃棄物対策における排出者の責務の徹底と強化を図ります。

② 排出抑制と循環的利用の推進

環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システム（循環型社会）の形成を着実なものとするため、廃棄物の排出抑制を第一とし、廃棄物（循環資源）については適正な循環的利用（再使用、再生利用、エネルギー回収）を推進します。

③ 適正処理の推進

廃棄物処理において、廃棄物処理法をはじめとする関係法令を遵守しながら、適正で環境負荷の少ない処理を推進するとともに、不法投棄等の不適正処理を防止します。

④ 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

排出抑制及び適正な循環的利用を徹底したうえで、なお、循環的利用が行われない廃棄物については、適正な処分を確保することを基本とし、必要な処理施設の計画的な整備を促進します。

⑤ 廃棄物情報の共有化と相互理解

廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が循環資源・廃棄物に対する正しい情報を共有するため、情報提供や普及啓発活動等を通じて、廃棄物関連情報の共有化と相互理解を深めます。

⑥ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え

地震・津波や豪雨をはじめとする自然災害に伴い発生する災害廃棄物に対し、適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができるよう、適切な処理体制を構築します。また、近年における災害の激甚化・頻発化には気候変動の影響が考えられ、廃棄物・リサイクル分野においても気候変動への適応に向けた取組が求められます。

(1) 一般廃棄物の現状

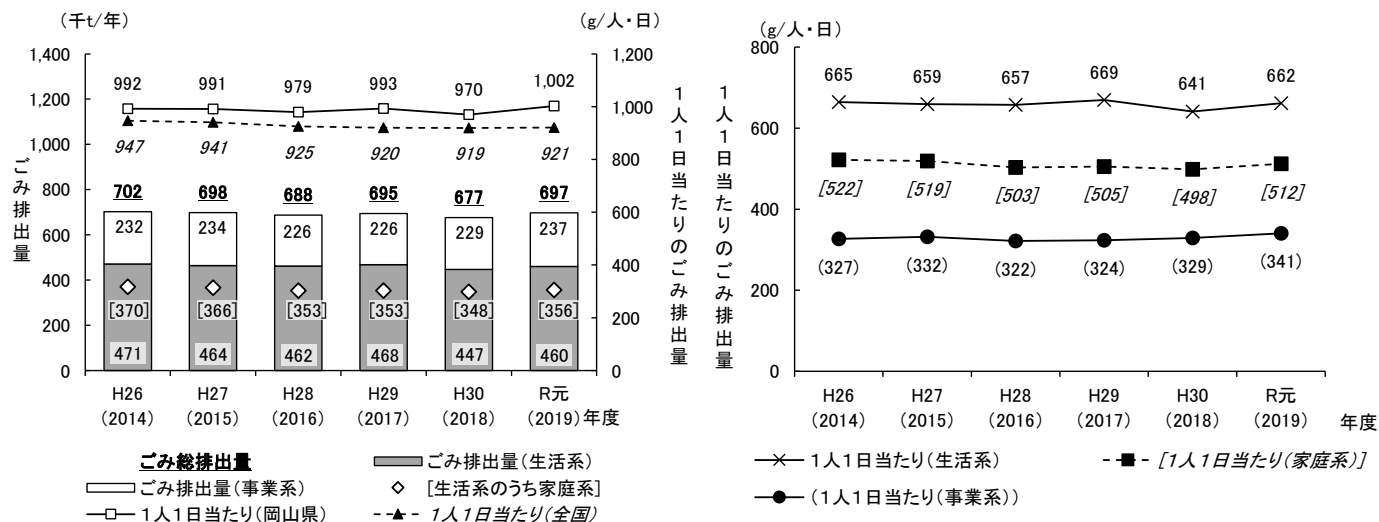
＜一般廃棄物（ごみ）の排出状況＞

○ごみ総排出量は、令和元(2019)年度は約 697 千トンとなっています。

○県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、令和元(2019)年度において 1,002g/人・日となっています。

○令和元(2019)年度のごみ総排出量を生活系と事業系別でみると、生活系ごみは、約 66.0%の約 460 千トン、事業系ごみは、約 34.0%の 237 千トンとなっています。

○平成 26(2014)年度以降、生活系ごみは減少傾向にある一方、事業系ごみは横ばい傾向にあります。

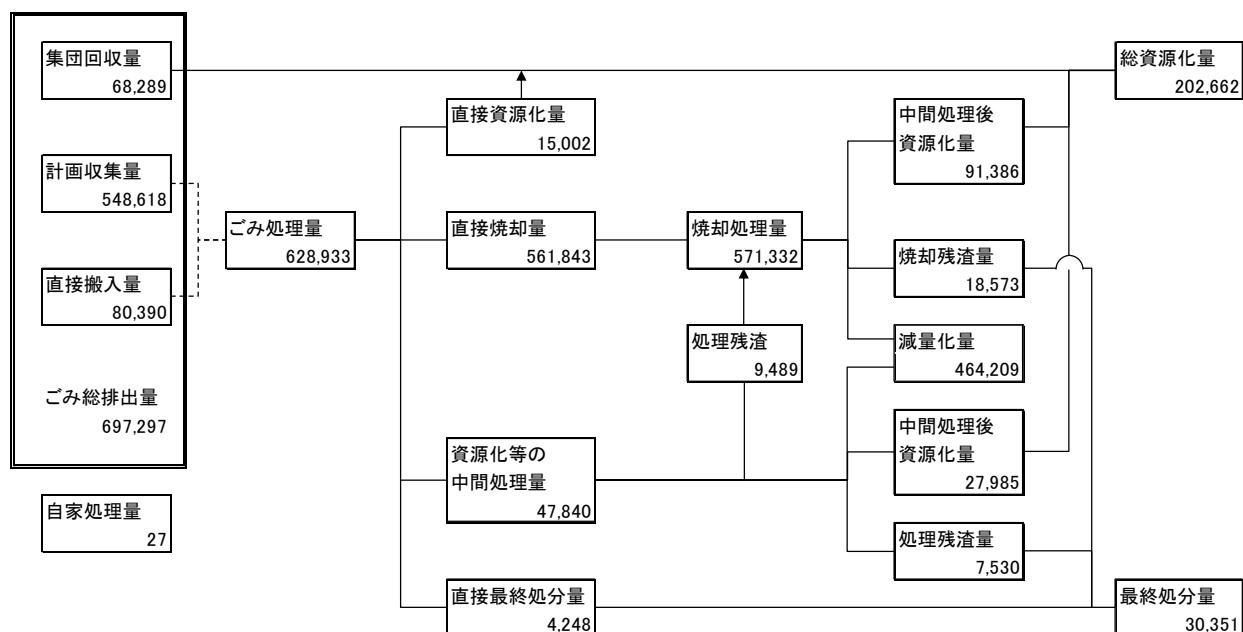


＜一般廃棄物（ごみ）の処理状況（令和元(2019)年度）＞

○令和元(2019)年度における一般廃棄物（ごみ）の総排出量は約 697 千トンで、集団回収量を除いたごみ処理量は約 629 千トンとなっています。

○直接焼却処理された量が約 562 千トン、破碎・選別等により中間処理された量が約 48 千トン、直接資源化された量が約 15 千トン、中間処理されずに直接最終処分された量が約 4 千トンとなっています。

○総資源化量（直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量の合計）は、約 203 千トン、最終処分量（直接最終処分量、焼却残渣量、処理残渣量の合計）は、約 30 千トンとなっています。また、約 464 千トンが中間処理により減量化されています。

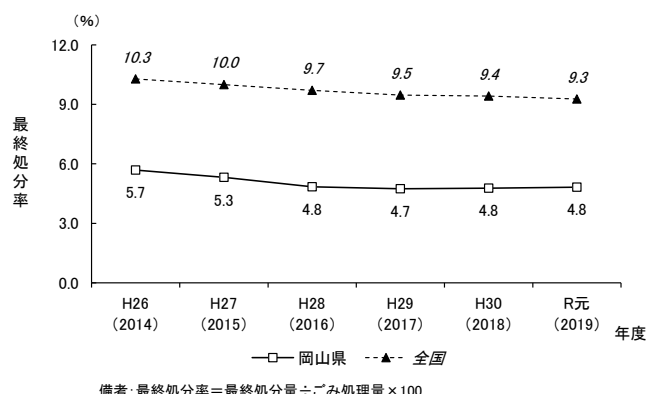
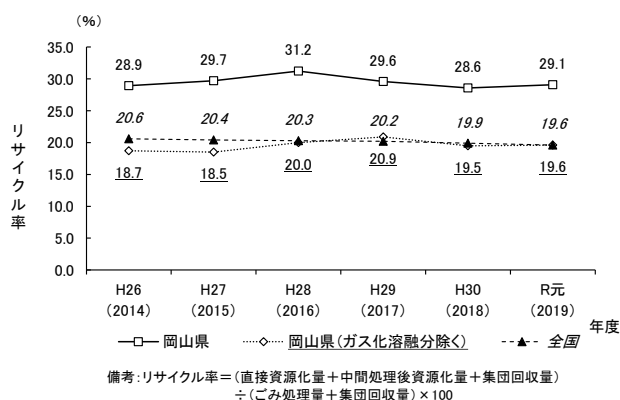


(単位:t/年)

＜リサイクル率、最終処分率＞

○令和元(2019)年度のリサイクル率は、29.1%となっており、平成28(2016)年度をピークに減少あるいは横ばい傾向となっています。全国では第3位の水準で、全国平均のリサイクル率(19.6%)を9.5ポイント上回っています。

○令和元(2019)年度の最終処分率は4.8%となっており、平成28(2016)年度意向は概ね横ばいで推移しています。近年は全国平均を下回っている状況が継続しており、令和元(2019)年度は全国平均(9.3%)を4.5ポイント下回っています。



＜広域的な処理の状況＞

○ごみ処理の広域化については、平成19(2007)年3月に県下を6ブロックに分けた「新岡山県ごみ処理広域化計画」を策定し、第4次計画においても、引き続きこの際のブロック割の考え方と取組を受け継いでいくこととしました。ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化は一定程度進んでおり、また、今後の広域化施設の整備に向けて具体的な検討が進んでいるブロックもあります。

(2) 第4次計画目標の達成状況と課題

項目		排出抑制 (ごみ排出量) (うち家庭系ごみ量)		リサイクル	最終処分量
区分					
第4次計画 (目標年度: 令和2年度)	目標値	935 g/人・日	500 g/人・日	32.7 %	86.5 ト/日
	現状(令和元年度実績)	1,002 g/人・日	512 g/人・日	29.1 %	82.9 ト/日
	現状と目標値の比較	+ 67 g/人・日	+ 12 g/人・日	- 3.6 ポイント	- 3.6 ト/日
達成状況と課題		近年の人口減少傾向に伴い、ごみ総排出量はやや減少しているものの、1人1日当たりのごみ排出量は、近年は増加傾向を示し、目標達成は難しい状況です。 今後、県民、事業者、市町村、県が一体となり、より一層の排出抑制に向けた取組を進めていく必要があります。	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は減少傾向を示していますが、令和元年度実績では目標達成には至っていません。 平成30(2018)年度実績では目標値を達成していたことから、さらなる減量が図れるよう、一層の排出抑制、資源の適正な分別に向けた取組を進めていく必要があります。	リサイクル率は、全国と比べて高い水準を維持していますが、近年は横ばいで推移しており、目標達成は難しい状況です。 また、倉敷市の大規模なガス化溶融施設が令和6(2024)年度末にPFI事業契約を終了予定であることから、ガス化溶融に頼らない、リサイクル率の向上に向けた取組を推進していく必要があります。	最終処分量は減少しており、目標を達成する見込みです。 今後も、最終処分場の容量確保や延命化の観点から、引き続き、最終処分量を極力削減するための取組を継続していく必要があります。

(3) 第5次計画の目標

第4次計画の分析・評価や国の第四次循環型社会形成推進基本計画目標の考え方を踏まえて、第5次計画における一般廃棄物（ごみ）の減量化の目標を次のとおり設定します。

項目		現状 (令和元(2019) 年度実績)	目標 (令和7(2025) 年度)	目標値設定の考え方
排出抑制	1人1日 当たり 総排出量	1,002 g	935 g	第4次計画の目標を達成できていない現状を踏まえ、引き続き 935g を目標に設定。
	1人1日 当たり 家庭系ごみ 排出量	512.1 g	477 g	1人1日当たりの総排出量の目標（935g）に、家庭系ごみの排出量割合（51.1%）を乗じて設定。 ※なお、家庭系ごみの排出量割合は、令和元(2019)年度実績を使用）
資源化 (リサイクル率)		19.6 % ※ガス化溶融分を除く 29.1% (※ガス化溶融分を含む)	23.1%	第4次計画の目標を達成できていない現状を踏まえ、引き続き 32.7%を目標設定すべきところ、ガス化溶融処理施設が令和6(2024)年度で事業終了することから、当該施設の影響分（9.6%：直近5か年の平均）を減じた 23.1%を目標に設定。
最終処分 (1日当たり 最終処分量)		82.9 トン	64.1 トン	国目標（令和元(2019)年度実績から 17%削減）及び県環境基本計画（エコビジョン 2040）の目標を踏まえて設定。
排出抑制・ 資源化率		96.1%	97%	上記各目標及び県環境基本計画（エコビジョン 2040）の目標を踏まえて設定。

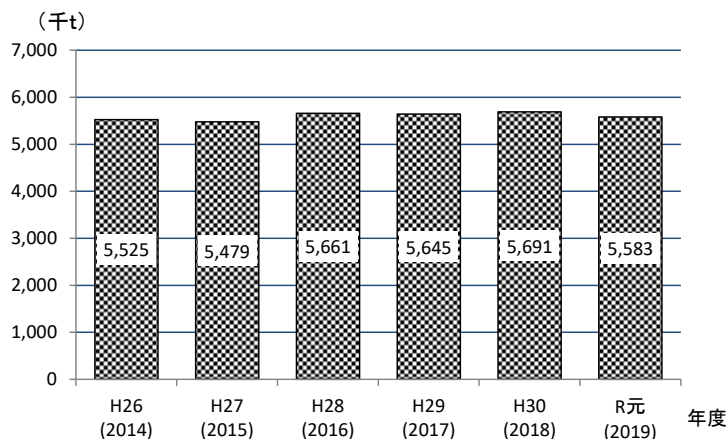
(4) 目標達成等に向けての取組

ア 排出者の責務の徹底・強化
○ 排出者の自主的な取組の推進 ○ リサイクル関連法に対する理解と協力【拡充】 →プラスチック資源循環促進法、食品ロス削減に関する内容の追加
イ 排出抑制と循環的利用の推進
○ 目標設定による排出抑制等の推進 ○ 総合的な推進体制の強化 ○ 事業者（製造事業者、流通販売事業者、資源回収事業者）の取組の推進 ○ プラスチック3Rの推進【新】 →プラスチックごみの排出抑制、リサイクル促進のための啓発・情報提供 ○ 家庭から排出される不用品等の利活用の促進 ○ 経済的手法の導入 ○ 家電リサイクルの促進 ○ 再生品等の使用促進 ○ 集団回収活動等の推進 ○ 焼却灰等の再生利用促進 ○ 廃棄物系バイオマスの利活用等 ○ リサイクル処理対象物の拡充
ウ 適正処理の推進
○ 再生・処理システムの見直し ○ 家電の引取義務外品の回収体制構築【新】 →小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（義務外品）の回収体制構築に向けた、啓発、助言、技術的援助 ○ ダイオキシン類排出の削減 ○ 水銀廃棄物の適正処理の確保 ○ 焼却灰等の適正処理の確保 ○ 不法投棄等の不適正処理の防止【拡充】 →有害使用済機器の保管又は処分を行う事業者への対応（立入検査・指導等） ○ 海ごみ対策の推進 ○ 地域の環境美化運動の推進 ○ 適正処理困難物対策【新】 →市町村の適正処理困難物の処理ルート確立に向けた啓発推進
エ 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進
○ ごみ処理施設の整備促進 ○ し尿処理施設の整備促進 ○ 地球温暖化防止に配慮した施設整備等 ○ 廃棄物処理施設の長寿命化・延命化
オ 廃棄物情報の共有化と相互理解
○ 情報提供の推進 ○ 環境教育・環境学習の推進 ○ 循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針等の活用
カ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え【新】
○ 災害廃棄物処理計画の策定及び処理体制の整備 ○ 県内における災害廃棄物処理連携体制の整備 ○ 県外を含めた災害廃棄物処理連携体制の整備

(1) 産業廃棄物の現状

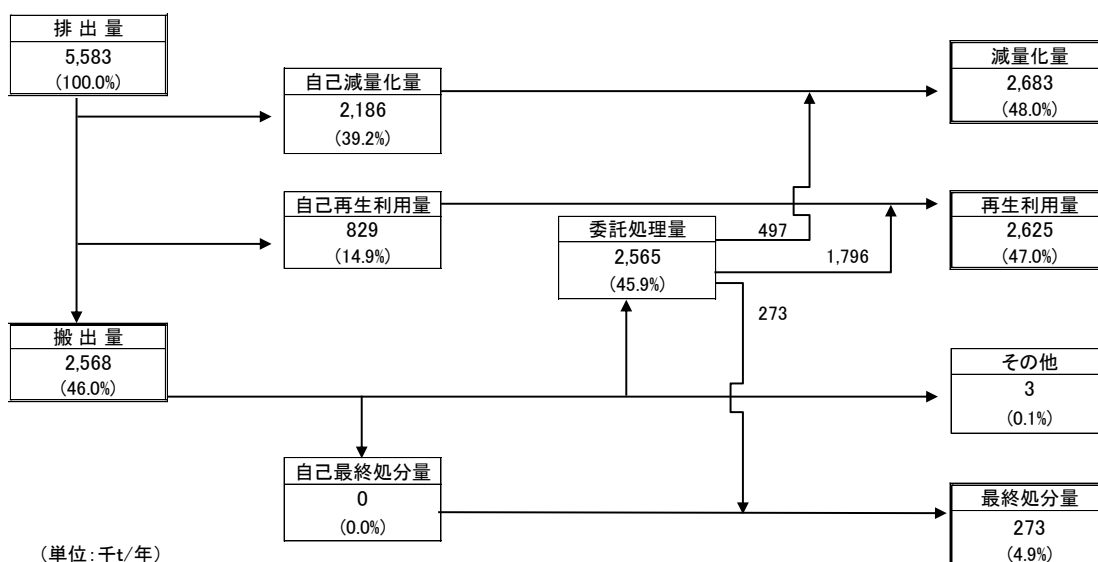
<産業廃棄物の排出状況>

○産業廃棄物の排出量（農業を除く）は、平成27(2015)年度に一度減少し、その後は増加する傾向にありましたが、令和元(2019)年度には再び減少に転じており、5,583千トンとなっています。平成26(2014)年度（5,525千トン）と比べると、約58千トン（1.0%）の増加となっています。



<産業廃棄物の処理状況>

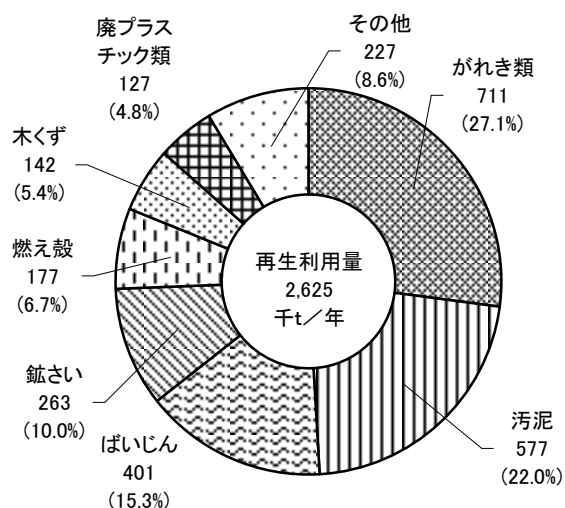
○令和元(2019)年度における産業廃棄物の処理状況は、脱水や焼却等の中間処理によって2,683千トン（排出量の48.0%）が減量化され、2,625千トン（同47.0%）が再生利用されています。
○最終処分量は、273千トン（同4.9%）となっています。



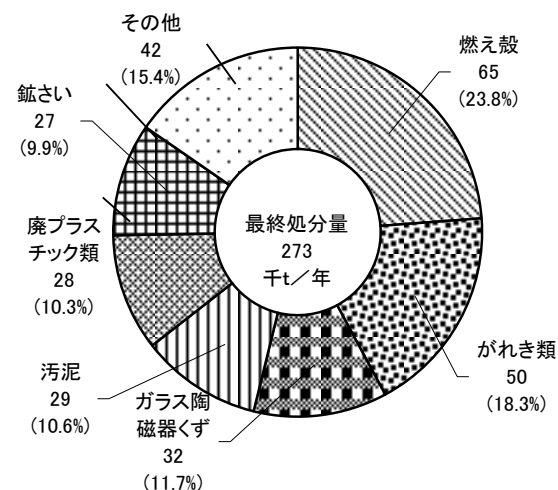
<再生利用量、最終処分量>

○再生利用量を種類別にみると、がれき類が711千トン（再生利用量の27.1%）で最も多く、次いで汚泥、ばいじん、鉱さい、燃え殻、木くず、廃プラスチック類となっています。

○最終処分量を種類別にみると、燃え殻が65千トン（最終処分量の23.8%）で最も多く、次いでがれき類、ガラス陶磁器くず、汚泥、プラスチック類、鉱さいとなっています。



備考: 図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。



備考: 図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) 第4次計画目標の達成状況と課題

項目		排出抑制（排出量）	リサイクル	最終処分量の削減
区分				
第4次計画 (目標年度：令和2年度)	目標値	5,649 千ト/年	45.4%	303 千ト/年
現状（令和元年度実績）		5,583 千ト/年	47.0%	273 千ト/年
現状と目標値の比較		- 66 千ト/年	+ 1.6 ポイント	- 30 千ト/年
達成状況と課題		令和元(2019)年度において目標値を下回っており、目標を達成する見込みです。 なお、排出量は、経済的要因による影響も大きいと考えられることから、その動向に留意しつつ、引き続き排出抑制を進めていく必要があります。	令和元(2019)年度において目標値を上回っており、目標を達成する見込みです。 引き続き高水準でのリサイクルの取組が定着するよう促し、最終処分量の削減を図っていく必要があります。	令和元(2019)年度において目標値を上回っており、目標を達成する見込みです。 これまでの取り組みの効果が表れていますが、引き続き、最終処分量が多い品目について、減量化・リサイクルを促進し、処分量削減の一層の促進に努めます。

(3) 第5次計画の目標

第4次計画の分析・評価や国の第四次循環型社会形成推進基本計画目標値設定の考え方を踏まえて、第5次計画における産業廃棄物の排出抑制等の目標を次のとおり設定します。

項目	現状 (令和元(2019) 年度実績)	目標 (令和7(2025) 年度)	目標値設定の考え方
排出抑制 (排出量)	5,583 千ト/年	5,626 千ト/年	国目標（令和元(2019)年度実績からの増加率を 2.7%に抑制）より増加率が抑えられる令和7(2025)年度予測値を採用。
リサイクル (再生利用率)	47.0%	47.0%	減量化率が高い本県の実態上、リサイクル率は頭打ち状態（令和7(2025)年度予測値：45.9%）にあるため、国目標（令和元年度実績から2ポイント増）によらず、令和元(2019)年度実績値を維持。
最終処分量	273 千ト/年	271 千ト/年	国目標（令和元(2019)年度実績からの増加率を約9%に抑制）に対し、現状からさらに削減が進むとする令和7(2025)年度予測値を採用。
排出抑制・ 資源化率	96.1%	96%	上記各目標及び県環境基本計画（エコビジョン2040）の目標を踏まえて設定。

(4) 目標達成等に向けての取組

ア 排出者の責務の徹底・強化	
○	廃棄物処理法の周知徹底と指導強化
○	多量排出事業者に対する処理計画の作成指導の徹底
○	環境マネジメントシステムの導入促進
○	リサイクル関連法に基づくリサイクルの推進
イ 排出抑制と循環的利用の推進	
○	再生品等の使用促進
○	環境にやさしい企業づくり
○	最終処分量の多い品目の減量化・リサイクルの推進
○	循環型産業クラスターの形成
○	バイオマス資源の利活用の推進
○	農業系廃棄物のリサイクル・適正処理等の推進
○	プラスチックの排出抑制・リサイクルの推進【新】
	→廃プラスチック類の3Rに関する情報提供、支援の推進
ウ 適正処理の推進	
○	優良な処理業者の育成と認定制度の普及促進
○	適正処理に係る講習会・研修会等の充実
○	県外産業廃棄物の搬入抑制に向けての対応
○	不法投棄等の不適正処理対策の強化
○	ダイオキシン類排出削減対策の指導の徹底
○	アスベスト廃棄物の適正処理の推進
○	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の推進
○	水銀廃棄物の適正処理の推進
エ 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進	
○	産業廃棄物処理施設の安定的確保
オ 廃棄物情報の共有化と相互理解	
○	廃棄物等関連情報の充実と情報公開の推進
○	環境教育・環境学習の推進

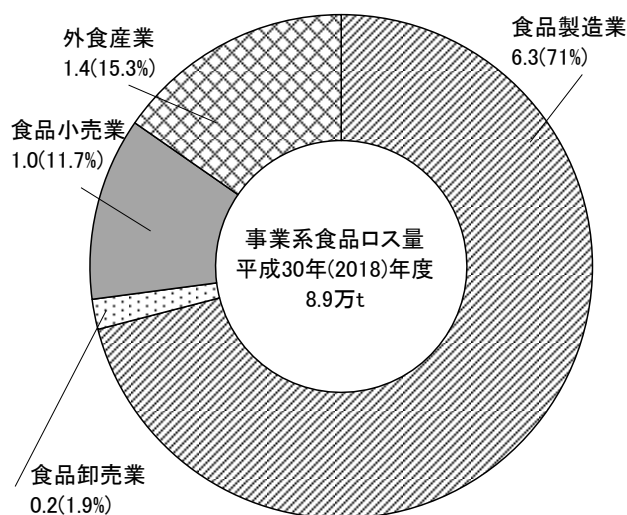
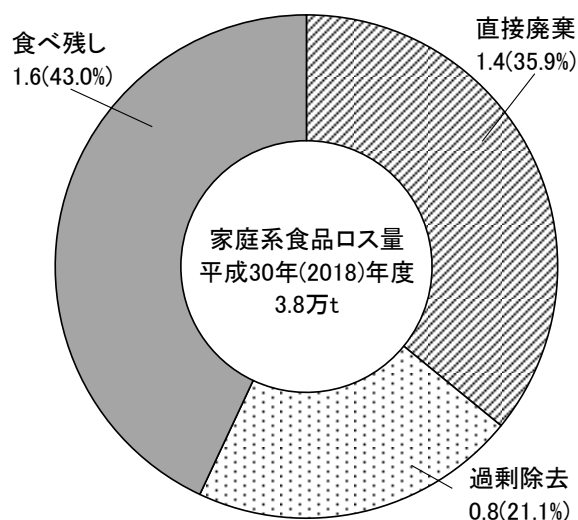
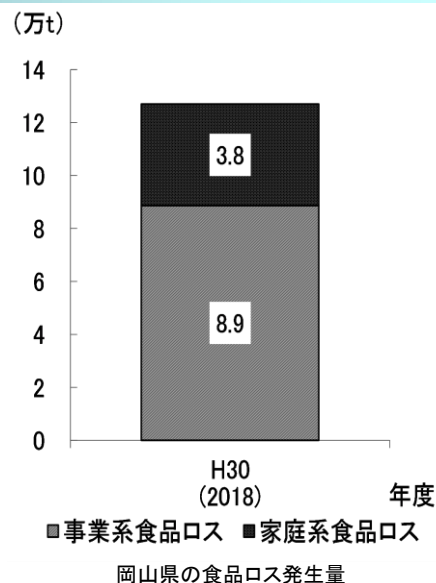
(1) 食品ロスの現状

<岡山県の食品ロス発生量>

○岡山県の食品ロス量（平成30(2018)年度推計値）は12.7万tで、家庭系食品ロスが3.8万t、事業系食品ロスが8.9万tとなっています。

○家庭系食品ロスの内訳は、直接廃棄が1.4万t、過剰除去が0.8万t、食べ残しが1.6万tとなっています。

○事業系食品ロスは、食品製造業から6.3万t、食品卸売業から0.2万t、食品小売業から1.0万t、外食産業から1.4万t発生しており、食品製造業からの発生が約7割を占めています。



(2) 食品ロスの課題

○岡山県の食品製造業から排出される食品廃棄物は全国で8番目に多く、それに伴い食品ロスの発生量は、全国的にみても高い傾向にあります。

○食品製造業から発生する食品ロスは、8割以上が製造工程で発生しており、また、食品ロスになった理由として、原料や在庫品の賞味期限切れや端数品（例：1箱にならないもの）、納品期限切れ等が挙げられています。

○流通や商習慣の都合上、販売には適さないがまだ食べられる食品が多くあり、これらの有効な活用方法を検討するほか、卸売・小売業者、消費者に対しても、期限表示に対する正しい理解、商習慣の見直しに関する啓発等を行う必要があります。

(3) 第5次計画の目標

国の食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の目標設定の考え方に倣い、第5次計画における食品ロスの削減等の目標を次のとおり設定します。

項目		現状 (平成 30(2018) 年度実績)	目標 (令和 7(2025) 年度)	目標値設定の考え方
(食品ロス量) 排出抑制	家庭系	3.8 万ト	3.3 万ト (約 50g/人・人)	国の目標(2000 年度比で 2030 年度までに半減)により、令和 12(2030)年度削減目標に対する平成 30(2018)年度実績値からの必要削減割合(1.8%/年)に準じて、令和 7(2025)年度まで 1.8%×7 年相当の削減に取り組む。
	事業系	8.9 万ト	8.1 万ト (約 120g/人・日)	国の目標(2000 年度比で 2030 年度までに半減)により、令和 12(2030)年度削減目標に対する平成 30(2018)年度実績値からの必要削減割合(1.3%/年)に準じて、令和 7(2025)年度まで 1.3%×7 年相当の削減に取り組む。
食品ロス問題に取り組む消費者の割合		56.3% ※令和 2(2020)年度県民アンケート調査結果	80%以上	国の目標により、設定。

(4) 目標達成等に向けての取組

- 県民・事業者に対する普及啓発等【新】
→食品ロスの重要性についての理解・関心増進のための施策の推進
- 事業系食品ロス削減の推進【新】
→生産、製造、販売等の各段階における食品ロス削減のための積極的な取組みの推進
- 調査・情報の収集及び提供【新】
→取組の効果を評価するためのアンケート調査、県による情報収集及び提供・発信
- 未利用食品を活用するための活動の支援等【新】
→未利用食品を有効利用するための活動への県民の理解の促進